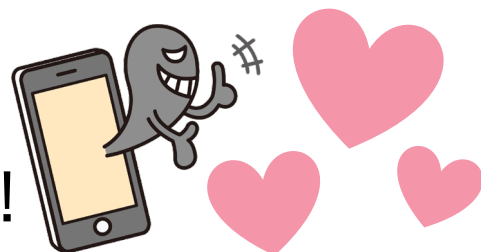




かながわ
消費生活

注意・警戒情報

恋愛感情を利用した 「ロマンス投資詐欺」に注意！



相談事例

マッチングアプリで出会った人と仲良くなり、無料通話アプリでやり取りするようになった。「結婚の資金を貯めるために投資をしよう」と投資サイトを紹介され、断り切れずに投資した。サイト上では利益が出ていたため、出金しようとしたところ、保証金の支払いを求められた。保証金を支払ったが出金できず、マッチング相手とは連絡がとれなくなった。



このように、恋愛感情を利用して投資の勧誘を行い、様々な名目で支払いを要求する手口を「ロマンス投資詐欺」と言います。

投資サイト運営事業者の実態がつかめず、支払い後の被害回復は極めて困難です。支払う前に、消費生活センターへ相談しましょう。

- ◆マッチングアプリ等で出会った相手の指示を受け、投資をするのはやめましょう。
- ◆投資サイト上で利益が出ているように見えても、見せかけのデータにすぎない可能性があります。
- ◆「出金するためには税金や手数料の支払いが必要」などと送金を求められても、安易に支払わないでください。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を！

い や や
局番なし
188番



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶



ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。

まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。

◆悪質な訪問販売に注意！～注意喚起シールやチラシを配布中～

悪質な事業者は、「無料点検」などと言って高齢者宅を訪問し、「早く工事をしないと危ない」などと不安をあおることを言ったり、断っても強引に勧誘を続けたりして、不要な契約を迫ってきます。

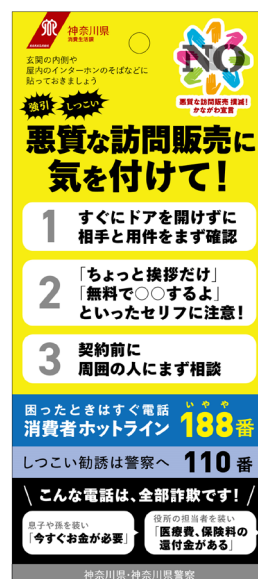
県では、悪質な訪問販売からご自身や家族を守るため、玄関の内側や屋内のインターホンのそばに貼れるシールや啓発用のチラシを配布しています。

ご希望の方は、お問い合わせください！

【問合せ先】

神奈川県消費生活課指導グループ：045-312-1121（代表）

※ 県ホームページから、シールやチラシのデータをダウンロードできます。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/sengen/contents2.html>



<注意喚起シール>

◆「悪質商法目安箱」を設置しています！

県では、事業者からの不当な勧誘や広告表示に関する情報を受け付けています。不審な勧誘や広告表示があれば、県ホームページの「悪質商法目安箱」に情報をご提供ください。



神奈川県 悪質商法目安箱

検索



10月14日（土）～20日（金）は かながわ消費者週間です！



県内で活動する消費者団体の取組や消費者被害未然防止、エシカル消費についてSNSで情報発信を行うほか、かながわ県民センター1階ロビーで資料配架を行います。

情報発信：10月13日（金）～10月31日（火） 資料配架：10月17日（火）～10月31日（火）



この機会に消費者被害の未然防止や環境や社会に配慮した消費行動について考えてみませんか。



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



Facebook



X (IBTwitter)